

総社市市道編入道路申請の手引き
(開発道路・指定道路・新設道路・認定道路拡幅)
(準道拡幅)

(様式, 関連資料)

2021年10月 1日制定

2022年 3月 7日改訂

2022年 9月 改訂予定

総社市 建設部 地域応援課

目 次

総社市市道編入事前協議申請書.....	3
総社市市道編入事前協議期間延長申請書.....	5
総社市市道線形計画協議報告書.....	6
総社市指定道路協議報告書.....	7
総社市市道編入申請書（要領第2条1. 2号用）.....	8
確約書.....	9
道路工事施行承認申請（開発道路・指定道路）.....	10
一般的承認条件（道路工事施行承認申請書）.....	11
準道拡幅申請書.....	12
道路（準道）接道承諾申請書.....	13
工事着手届.....	14
工事完了届.....	15
都市計画法に基づく道路・水路施設の同意・協議申請書.....	16
要領・基準.....	21
総社市市道編入基準に関する要領.....	21
雨水等の道路側溝接続に関する取扱基準.....	23
道路法・河川法及び総社市道路及び普通河川等管理条例に関する取扱基準.....	24

市道編入事前協議書

総社市長 様

申請者 住所

氏名
 (連絡先)

下記の公共施設については、総社市市道編入基準に関する要領第 条第 号の規定に基づき、公共施設として一般交通の用に供する予定の公共施設について、協議いたしたく次のとおり関係図書を添えて申請します。

記

1 開発事業区域の位置 (主たる接道の番地先)			
2 開発事業区域の面積	m ²	地域地区	市街化区域 m ² 市街化調整区域 m ²
3 開発事業工事期間 (予定)	令和 年 月	～	令和 年 月
4 予定建築物等	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外		
5 住宅の供給計画 (時期・戸数)	令和 年 月頃	戸建	戸 集合住宅 戸
6 設計者	住所 氏名 電話番号		
7 工事施行者	住所 氏名 電話番号		
8 担当者の氏名及び連絡先			

1 新たに設置される公共施設

新設する公共施設の名称	概要			土地の 帰属	施設の 管理者 (課名)	移管の 時期	費用の 負担	図面の 名称・ 番号	備考
	延長 (m)	幅(m) 又は 管径	面積 (㎡)						

2 従前の公共施設

従前の公共施設の名称	概要			施設の 管理者 (課名)	図面の 名称・ 番号	備考
	延長 (m)	幅(m) 又は 管径	面積 (㎡)			

上記の申請を承認します。

ただし、承認後1年以内に市道編入申請書が提出されない場合は、無効とします。

地 第 号
令和 年 月 日

総社市長 片岡 聡一
(公 印 省 略)

記入上の注意

- 1 施設名は整理番号を付すこと
- 2 管理者は総社市ではなく、「総社市の管理する道路及び河川・水路管理者一覧」を参照し、課名を記入のこと
- 3 備考欄には付替・廃止等を明示のこと
- 4 一つの公共施設用地が二つ以上の者に帰属することとなる場合は、その旨を記載し、その帰属の状態を図面に明示のこと

市道編入事前協議期間延長申請書

総社市長 様

申請者 住所

氏名 _____
(連絡先 _____)

令和 年 月 日 地 第 号にて承認いただいた、市道編入事前協議書について、事業内容に変更がありませんが、承認後1年以上経過するため、承認期間の延長を申請いたします。

なお、申請した公共施設の概要は下記のとおりです。

記

1 開発事業区域の位置 (主たる接道の番地先)			
2 開発事業区域の面積	m ²	地域地区	市街化区域 m ² 市街化調整区域 m ²
3 開発事業工事期間(予定)	令和 年 月 ~ 令和 年 月		
4 担当者の氏名 及び連絡先			

上記の申請を承認します。

ただし、承認後1年以内に市道編入申請書が提出されない場合は、無効とします。

地 第 号
令和 年 月 日

総社市長 片岡 聡 一
(公 印 省 略)

市道線形計画協議報告書

総社市長 様

報告者 住所

氏名

(連絡先

)

下記の公共施設については、線形計画平面図のとおり、関係部署との協議が完了しましたので、報告いたします。

記

1 新たに設置される公共施設

新設する公共施設等の 名称	設置の 管理者 (課名及び担当者名)
(道路の区分)	
(河川・水路の種類)	

※管理者との協議により、変更（延伸・短縮）となった場合は、
 (道路の区分)は、(道路の番号, 名称)と読替える。
 (河川・水路の種類)は、(河川・水路の番号・種類)と読替える。

2 従前の公共施設

従前の公共施設 の名称	設置の 管理者 (課名及び担当者名)	廃止 変更 (延伸・短縮)
(道路の番号, 名称)		
(河川・水路の番号, 種類)		

※記入上の注意

公共施設の管理者, 区分, 種類は「総社市の管理する道路及び河川・水路管理者一覧」を参照のこと。

指定道路協議報告書

総社市長 様

報告者 住所

氏名 _____
(連絡先 _____)

市道編入申請（市道編入事前協議）の指定道路（予定含む）について、関係部署との協議が完了しましたので、報告いたします。

記

1 申請予定の指定道路

地名番地					
幅員	m	m	m	m	総延長
延長	m	m	m	m	m

2 築造承認済み指定道路

築造承認番号	築造承認年月日

3 指定済み指定道路

指定番号	指定年月日

令和 年 月 日

市道編入申請書

総社市長 様

申請者 住所

氏名 _____
(連絡先 _____)

下記の道路については、公共施設として一般交通の用に供する予定ですので、総社市市道編入基準に関する要領第 条第 号の規定に基づき市道に編入されるよう関係図書を添えて申請します。

(1) 事前協議年月日及び承認番号

令和 年 月 日 地 第 号

(2) 開発事業区域の位置

(主たる接道の番地先)

記

新設する公共施設の名称	概 要			土地の 帰 属	施設の 管理 者	移 管 の 時 期	費 用 の 負 担	図 面 の 名 称 ・ 番 号	備 考
	延 長 (m)	幅(m) 又 は 管 径	面 積 (㎡)						

上記の申請を承認します。

地 第 号
令和 年 月 日

総社市長 片岡 聡 一 (印)

確 約 書

総社市長 様

申請者 住所

氏名

⑩

(連絡先

)

新設する公共施設に関する一切の書類、並びに関係図書については工事の完了検査前に、申請者の費用にて提出するとともに、次のとおり行うことを確約いたします。

・移管後の道路管理について

移管後3年間の満了する日までは、申請者の負担において維持管理をいたします。

・道路管理の引継ぎについて

移管後3年間の満了する日前1ヶ月の間に総社市に立会を求め現地にて協議をし、引継ぎを行うものとし、総社市が道路の補修を必要と認めた場合は、総社市の指示により補修いたします。

(1) 開発事業区域の位置

(主たる接道の番地先)

記

新設する公共施設の 名称及び所在	概 要			土地の 帰属	施設の 管理者
	延 長 (m)	幅 (m) 又は 管 径	面 積 (㎡)		

道路工事施行承認申請書

総社市長 様

令和 年 月 日

住所

氏名

担当者

TEL

道路法第 24 条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的			
施工場所	路線名		歩道・車道・その他()
	場所		
工事概要	工 事 種 別		施 工 数 量
工事の期間	令和 年 月 日から		
	令和 年 月 日まで	日間	
施工方法	直営・請負 施工業者 住所 業者名 担当者 連絡先		
添付書類	表 1 - 位置図、現況・計画平面図、平面図、地籍図、現況写真 表 2 - 構造図等、その他（土木担当の同意書、 ）		
備 考	工事がすみやかに完了しない場合には、市長の指示に従い、申請者の負担において、道路を原状に回復します。		

上記の申請を承認します。

総社市指令 地 第 号

令和 年 月 日

総社市長

片岡 聡 一

印

一般的承認条件（道路工事施行承認申請書）

- この 承認 に起因して 公共施設 並びに 第三者 に損害を与えた場合は、申請者の責任において復旧及び損害賠償を行うこと。
- 事故防止のため必要な措置を講ずること。（バリケード，点滅灯の設置等）
- 工事施工にあたっては，警察署の許可を受けること。消防署に届け出ること。
- 許可期間中であっても公共事業等必要があるときは，許可を取り消し又は，許可の条件を変更することができる。

なお，この処分があった場合は，行政不服審査法の規定により，処分の日の翌日から起算して3箇月以内に本市に対し異議の申立てをすることができる。

ただし，上記の期間が経過する前に，この処分(審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

準道拡幅申請書

総社市長 様

申請者 住所

氏名 _____
(連絡先 _____)

下記の道路については、公共施設として一般交通の用に供する予定ですので、準道拡幅されるよう関係図書を添えて申請します。

- (1) 開発事業区域の位置
(主たる接道の番地先)

記

新設する公共 施設の名称	概 要			土地の 帰 属	施設 の 管理 者	移管 の 時 期	費用 の 担 負	図 面 の 番 号	備 考
	延 長 (m)	幅(m) 又 は 管 径	面 積 (㎡)						

上記の申請を承認します。

地 第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

総社市長 片岡 聡 一 (印)

道路（準道）接道承諾申請書

総社市長 様

申請人 住所

氏名

このことについて、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に伴う、建築基準法第43条第2項第2号の許可の申請にあたり、接道する下記道路（準道）の管理者の承諾が必要なため、申請します。

記

- 1 建築予定地 総社市 番
- 2 建築物用途
- 3 道路の名称
- 4 道路幅員 4.0 m以上
- 5 添付書類 位置図
地籍図（現況）
平面図
- 6 備考 この接道に伴う工事施工等については、必要な手続きを行います。

上記の申請を承諾します。

地 第 号
令和 年 月 日

総社市長 片岡 聡 一 (印)

工 事 着 手 届

総社市長 様

申請者 住所

氏名 _____
(連絡先 _____)

令和 年 月 日 地 第 号
令和 年 月 日 総社市指令地第 号 にて承認いただいた，下記の
公共施設について，工事に着手しますので関係図書を添えて届出いたします。

1 事業の名称			
2 公共施設の種類			
3 開発事業区域の位置 (主たる接道の番地先)			
4 開発事業区域の面積	m ²	地域地区	市街化区域 m ² 市街化調整区域 m ²
5 開発事業工事期間 (予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
6 予定建築物等	<input type="checkbox"/> 住宅		
	<input type="checkbox"/> 住宅以外		
8 住宅の供給計画 (時 期・戸数)	令和 年 月頃 戸建 戸 集 合 住 宅 戸		
9 設 計 者	住 所 氏 名 電話番号		
10 工事施行者	住 所 氏 名 電話番号		
11 担当者の氏名 及び連絡先			

工 事 完 了 届

総社市長 様

申請者 住所

氏名 _____
(連絡先)

令和 年 月 日 地 第 号
令和 年 月 日 総社市指令地第 号にて承認いただいた，下記の公
共施設について，工事が完了したので関係図書を添えて届出いたします。

- (1) 開発事業区域の位置
(主たる接道の番地先)

記

新 設 す る 公 共 施 設 の 名 称 及 び 所 在	概 要			土 地 の 帰 属	施 設 の 管 理 者
	延 長 (m)	幅 (m) 又 は 管 径	面 積 (m ²)		

※既設の指定道路は，指定年月日及び指定番号を明示のこと。

都市計画法に基づく道路・水路施設の同意・協議申請書

開発許可申請の手引き 平成27年4月 抜粋

6 公共施設の管理者の同意等（法第32条、令第23条）

法第32条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前2項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前2項の協議を行うものとする。

公共施設の管理者等の同意・協議は、あくまで開発行為に関係がある公共施設及び開発行為により新設される公共施設の管理の適正等を期することを目的としています。

公共施設とは、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいいます。（法第4条第14項、令第1条の2）

15 開発行為等により設置された公共施設の管理（法第39条）

法第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

開発許可を受けた開発行為等により設置された公共施設及び当該公共施設の用に供する土地（以下「公共施設等」という。）は、工事完了の公告の日の翌日において、原則として地元市町村に引き継がれるものとされています。

16 公共施設の用に供する土地の帰属（法第40条、令第32条、第33条、則第33条）

法第40条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第36条第3項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、第36条第3項の公告の日の翌日において、法第39条の規定により当該公共施設を管理すべき者（その者が、地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するものとする。

3 市街化区域内における都市計画施設である幹線街路その他の主要な公共施設で政令で定めるものの用に供する土地が前項の規定により国又は地方公共団体に帰属することとなる場合においては、当該帰属に伴う費用の負担について第32条第2項の協議において別段の定めをした場合を除き、従前の所有者（第36条第3項の公告の日において当該土地を所有していた者をいう。）は、国又は地方公共団体に対し政令で定めるところにより、当該土地の取得に要すべき費用の額の全部又は一部を負担すべきことを求めることができる。

殿

開発許可申請者

住 所

氏 名

電 話

都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書

下記のとおり開発行為を行うことについて、同意いただきたく都市計画法第32条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

- 1 開 発 区 域
- 2 開発行為の目的
- 3 開発区域の面積
- 4 そ の 他

申 請 の 内 容

1) 道路への接続

接続道路名	左の幅員	所有者	管理者	道路法第24条の状況	備 考

2) 排水

水 路 名	所有者	管理者	流 末 河 川 名	排水種類	備 考
				雨水 雑排水 処理水	

3) その他

上記の申請に同意します。

令和 年 月 日

市町村長

片 岡 聡 一

印

展

開発許可申請者

住 所

氏 名

電 話

都市計画法第32条の規定に基づく協議申請書

下記のとおり開発行為を行うことについて、協議いたしたく都市計画法第32条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

- 1 開発区域
- 2 開発行為の目的
- 3 開発区域の面積
- 4 その他

協 議 の 内 容

新設する公共 施設の名称	概 要			土地の 帰 属	施設の 管理 者	移管の 時 期	費用の 担 担	図 面 の 名 称 ・ 番 号	備 考
	延 長 (m)	幅(m) 又 は 管 径	面 積 (㎡)						

上記の協議を了承します。

令和 年 月 日

市長村長

片岡 聡 一

印

展 設

開発許可申請者

住 所

氏 名

電 話

都市計画法第32条の規定に基づく(私道)協議申請書

下記のとおり開発行為を行うことについて、私道設置に伴い、協議（設計を除く）いたしたく都市計画法第32条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

- 1 開発区域
- 2 開発行為の目的
- 3 開発区域の面積
- 4 その他

協 議 の 内 容

新設する公共 施設の名称	概 要			土地の 帰属	施設の 管理者	移管の 時期	費用の 負担	図面の 名称・ 番号	備 考
	延長 (m)	幅(m) 又は 管 径	面積 (㎡)						
				なし	申請者	/	申請者		私道

※開発道路（私道）と明示

上記の協議（設計を除く）を了承します。

令和 年 月 日

市長村長

片 岡 聡 一

印

要領・基準

総社市市道編入基準に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、公共施設としてその機能が認められる私道を市道に編入することに関し必要な事項を定め、以って公共の福祉の増進と適正な道路管理の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 私道とは、次の各号のいずれかに該当する道路とする。

- 1 都市計画法第29条の許可に基づき築造した新設公共施設（道路）で同法第32条の規定により管理協議が行われている道路
- 2 建築基準法第42条第1項第5号の規定により県知事の指定を受けた道路（位置指定道路）
- 3 昭和46年9月6日以前（都市計画区域の線引前）に築造した道路で編入要件を満たす道路
- 4 前各号に掲げる道路以外の道路で、市の道路計画上市道編入の必要性が認められる道路

(編入基準)

第3条 市道に編入する道路は、法令その他特別の定めのあるものを除き、一般交通の用に供している道路で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 路線が系統的で、交通上重要なものであること。
- 2 路線の起点又は終点が国、県、市道のいずれかに接続していること。
- 3 諸般の交通事情及び公益的見地から市道に編入することが適当と認められるものであること。

(編入要件)

第4条 市道に編入する道路は、その形状及び構造その他が、次の各号に定める要件に適合するものでなければならない。

- 1 路線の形状は、交通の流れに適合するもので、その機能を十分果たし得るものでなければならない。
- 2 路線に沿って5戸以上の住宅が建設されていること。
- 3 道路の幅員は4メートル以上とする。ただし、次のいずれかに該当する道路で市長において必要と認めるものについては、この限りでない。
 - ① もっぱら通学の用に供されている道路
 - ② 生活道路として利用しており、しかも不特定多数の者の利用に供されている道路
- 4 路面排水の機能を果たし、かつ、車両交通に十分耐える側溝が整備されていること。

(編入の方法)

第5条 市道編入の方法は、道路敷の所有権を市に寄付することによりこれを行う。なお、寄付する土地にあつては、抵当権、賃借権、先取特権又は地上権等の物件が存する場合、事前にこれらの権利を抹消しなければならないものとする。

(境界の確認)

第6条 市道編入を申請する道路にあつては、道路境界を事前に確定するものとし、境界点を明示するとともに、境界確認書等必要書類を作成して、市長に提出しなければならない。

(編入の申請)

第7条 市道編入を申請する者は、総社市市道編入申請書(別記様式)を作成し、次に掲げる書類のうち市長が必要とするものを添付して申請するものとする。

- 1 位置図(縮尺2500分の1以下の図面)
 - 2 平面図(縮尺500分の1以上の図面、ただし大規模開発〔5ヘクタール以上〕については、道路形状が判断できる図面)
 - 3 不動産登記法第14条地図(申請前2ヶ月前以内に法務局で筆写したもの)
 - 4 構造図
 - 5 橋梁その他工作物調書
 - 6 占用物件調書
 - 7 登記事項証明書(申請前2ヶ月前以内に法務局で発行したもの)
 - 8 境界確認書
 - 9 地積測量図(土地分筆測量を必要とする場合)
 - 10 移転登記に必要な関係書類(印鑑証明書、資格証明、登記承諾書等)
- (委任)

第8条 この要領の運用にあたって、必要な事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行にあたり、従前の要領(昭和54年内規)に基づき市道編入の申請のあったものについては、改正後の要領に基づき許可したものとみなす。

(関係要領の廃止)

- 3 この要領の施行により、従前の要領(昭和54年内規)は廃止する。

雨水等の道路側溝接続に関する取扱基準

この基準は、総社市が管理する道路側溝又は水路に雨水又は合併処理浄化槽処理水を放流する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

第1条 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 道路側溝

道路上の雨水排水機能を有する、道路側溝、街渠、集水ます等の排水施設

2. 水路

雨水排水機能を有する水路

3. 雨水

宅地内に降った雨水

4. 処理水

浄化槽法（昭和58年法律第43号）に適合する合併処理浄化槽から放流される処理水

第2条 接続に係る手続き

雨水又は処理水を総社市が管理する道路側溝又は水路に放流するため、管路等を接続しようとする者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める承認又は許可を受けなければならない。

1. 市道認定済の道路において、官民境界に道路側溝が設置されている場合、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認

2. 市道認定済の道路において、官民境界に道路側溝が設置されていない場合、道路法第32条の規定による許可

3. その他法定外公共物の場合において、総社市道路及び普通河川等管理条例（平成17年3月22日条例第202号）第4条の規定による許可

附則

（施行期日）

1 この基準は、令和3年5月14日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行にあたり、従前に許可申請のあったものについては、改正後の基準に基づき承認又は許可したものとみなす。

道路法・河川法及び総社市道路及び普通河川等管理条例に関する取扱基準

この基準は、総社市が管理する道路及び河川等における、法令等の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

第1条 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 公共用地

総社市の所有又は譲与を受けている道路及び河川等の用地

2. 道路区域

道路法第18条の規定により決定された区域

3. 河川区域

河川法第6条の規定による区域

第2条 取扱の範囲について

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)

道路法を適用する道路及びその附属物について取扱うものとする。

なお、河川法24条の規定により、占用の許可を受けている道路においては、併せて河川法の規定により取扱うものとする。

(2) 河川法(昭和39年法律第167号)

河川法を適用又は準用する河川について取扱うものとする。

(3) 総社市道路及び普通河川等管理条例(平成17年条例第202号)

第1項及び第2項の規定によらない道路及び河川について取扱うものとする。

よって、道路区域内及び河川区域内にある公共用地の市有財産及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第23条第1項に規定する国の営造物については、道路法及び河川法により取扱うものとする。

第3条 地域応援課以外の管理する用地、及び公共用地以外の取扱いについて

前条の規定によると共に、所有者及び管理者の許可等を得ること。

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年6月15日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行にあたり、従前に申請のあったものについては、改正後の基準に基づき承認又は許可したものとみなす。